

令和 8 年度 第 1 回豊中市公共施設等有効活用委員会

次 第

日 時 : 令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日 (火)

15 時 00 分～

開催方法 : 対面およびオンライン

場 所 : 豊中市役所 第二庁舎 3 階大会議室

< 案 件 >

1. 公共施設等総合管理計画の中間見直しについて

(1) 計画見直しの内容案について

①人口規模に応じた施設総量について

②施設維持を判断する目安について

(2) 計画見直しの骨子案について

2. その他

< 資 料 >

資料 1 次第

資料 2 - 1 公共施設等総合管理計画の計画見直しの内容案について

資料 2 - 2 公共施設等総合管理計画の計画見直しの骨子案について

別 紙 豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

参考資料 令和 7 年度第 5 回会議資料 資料 4 中間見直しの考え方について

豊中市公共施設等
有効活用委員会
(令和8年度 第1回)

令和8年(2026年)6月30日(火)
15:00～

豊中市役所第二庁舎 3階大会議室

(案件1)

1.公共施設等総合管理計画の中間見直し

(1)計画見直しの内容案について

- ①人口規模に応じた施設総量について
- ②施設維持を判断する目安について

※参考資料参照

令和7年度第5回会議資料 資料4 中間見直しの考え方について

1. 現状分析(課題)

策定後の社会経済状況等の変化が大きい

- ・建替更新経費の増大(学校3千億円、学校外施設3.2千億円) ※更新経費が策定時の1.7倍に増大
- ・施設の老朽化が進む中、施設の維持管理は事後的対応が多い。
- ・人口減少を見込んでいたが、人口水準は維持されている。 ※38.1万人想定が、現状は40.1万人
- ・特色ある施策拡充による施設の整備。 ※児童相談所、放課後子どもクラブ等
- ・小中学校の建替え更新面積の増加。 ※国基準等により更新前の2割増加

2. 計画目標の見直しの必要性について

選ばれる自治体としての市民サービスの確保(≡現目標によるサービス低下の恐れ)

- ・費用推計の乖離
- ・人口水準が保たれる中で市民サービスのための施設維持が必要
- ・新たな市民サービス機能が求められる
- ・学校等の国基準による建替えによる面積の増加

課題(実態)に即し、市民サービスの確保のために見直しが必要

3. 課題に向けて

1) 施設総量に関する項目： 市民一人あたりの公共施設延床面積 2.2㎡/人（モニタリング指標）

- ・人口に応じた市民サービスの維持と施設総量のバランスを図るため、人口の動向に応じた床面積で管理する。
 - 計画策定時想定では市民一人当たりの床面積は2.13㎡/人。（参考：現時点で2.3㎡/人、大阪府内中核市平均値2.2㎡/人）
 - 新たな市民サービスの需要に応じるために2.13㎡/人を切上げ 2.2㎡/人とする。
- ・物理的な延床面積の削減だけでなく、未利用空間の有償貸付などを進める。

2) 保全投資に関する項目： 有形固定資産減価償却率 65%（モニタリング指標）

- ・保有施設全体への計画的な保全投資により、安全性及び快適性を確保を図る。
 - 総務省通達（令和3年1月26日）では、有形固定資産減価償却率の推移を示すことが必須事項であり、活用も望ましいとされている。
 - 有形固定資産減価償却率は、公共施設の老朽化対策の分析指標としての活用が総務省から示されている。（令和7年9月10日）
 - 国の明確な基準はなく、見直しは65%を更新・長寿命化判断の目安とする。（参考：全国中核市平均64.4%、本市70.4%）

3) 再編促進に関する項目： 新たに「縮充」の概念を加え再編を推進

- ・学校など国の基準等で示される施設は、必要な機能は確保・拡充しつつ、基準のない部分は縮減するなど、総量において適正化を図る。
- ・市民サービスの需要および民間等サービスの供給状況に応じた再編を進める。
- ・サービス（≡機能）は維持・拡充しつつ床面積を抑制する「縮充」を進める。
- ・各施設の稼働率や維持管理コストを考慮した再編を進める。
- ・施設の建替えにあたっては、用途変更や減築も考慮した再編を進める。
- ・再整備および維持管理コストを賄うため寄附等により財源創出を進める。

豊中市公共施設等 有効活用委員会

(令和8年度 第1回)

令和8年(2026年)6月30日(火)

15:00～

豊中市役所第二庁舎 3階大会議室

(案件1)

1. 公共施設等総合管理計画の中間見直し

(2)計画見直しの骨子案について

● 現計画との対比

現計画骨子	見直し骨子案(太字:見直し部分)	
I 本計画の目的と位置づけ 1 背景と目的 2 計画の対象 3 計画の期間 4 計画の位置づけ	基本事項	I 本計画の目的と位置づけ ・基本的に変更なし
II 本市を取巻く社会的状況 1 人口 2 財政		II 本市を取り巻く社会的状況 (基礎的データ: *直近データ更新) 1 人口 2 財政
III 公共施設等の現状と課題 1 建物施設の現状 2 インフラ施設の現状 3 市民アンケート調査結果 4 公共施設等の将来経費と投入実績額の比較 5 公共施設等の課題	現状分析(総括)	III 公共施設等の現状と課題 1 建物施設の現状 1)計画策定後の本市の動向 ・再編等の実績(複合施設化、学校再編)と面積増加 ・削減施設の効果 ・中核市機能の整備(児童相談所開設) ・施設の老朽化の進展 2)豊中市の施設総量について ・全国類似都市との比較 ・関西中核市の見直し状況 2 インフラ施設の現状 (変更なし) 3 アンケート調査結果 ・前回比較分析 4 公共施設等の将来経費見込みと投入実績額比較 ・社会経済情勢の変化とその影響 (経費、更新単価増加による将来経費増加) 5 公共施設等の課題 ・人口推移と市民サービスの確保 ・公共施設等更新維持管理の将来経費と財務関係

● 現計画との対比

現計画骨子	見直し骨子案(太字見直し部分)
IV 公共施設等マネジメントの基本方針 1 施設の安全性能の維持・向上 2 施設総量フレームの設定 3 財政負担の平準化 4 維持管理経費の削減 5 戦略的配置、複合化・多機能化の推進 6 施設利用の促進 7 公民連携の促進 8 受益者負担の適正化	IV 公共施設等におけるマネジメントの基本方針 1 施設の安全性能の維持・向上 2 施設総量フレームの設定 ・複数指標による「総量管理」へ転換 ・人口規模と都市の特徴に応じた施設総量 ・モニタリング指標(一人当たり床面積) ・施設維持の判断の目安 ・モニタリング指標の設定(有形固定資産減価償却率) ・計画期間終了後の人口減少の想定 ・人口減少期に必要な政策施策(＝施設) 3 財政負担の平準化 ・年間更新維持管理費の見込み ・「平準化」「維持管理経費削減」の実施内容 4 維持管理経費の削減 ・「予防保全の推進」の視点の内容 ・「脱炭素化の推進」の視点の内容 5 戦略的配置、複合化・多機能化の推進 ・「縮充」の考え方を追加(≡引き続き削減) 6 施設利用の促進 7 公民連携の促進 ・BOTなどのモデルケースによる事業費 8 受益者負担の適正化
V 施設分野別の現状と課題、今後の方向性	V 施設分野別の現状と課題、今後の方向性 ・公共施設等におけるマネジメント推進の考え方 ・分野別の長期的な施設のあり方
VI 進行管理 1 計画に基づく公共施設マネジメントの推進 2 計画の推進体制	VI 進行管理 ・公共施設等におけるマネジメント推進の考え方 ・個別施設計画への反映

豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、2年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

参考資料

令和8年度第1回会議 案件1

1. 公共施設等総合管理計画の中間見直し

(1) 計画見直しの内容案について

- ① 人口規模に応じた施設総量について
- ② 施設維持を判断する目安について

豊中市公共施設等有効活用員会 令和7年度 第5回 会議資料

令和8年(2026年)2月2日(月) 18:30～

豊中市地域共生センター西館(まるぷらっと西館)

(資料4) 中間見直しの考え方について

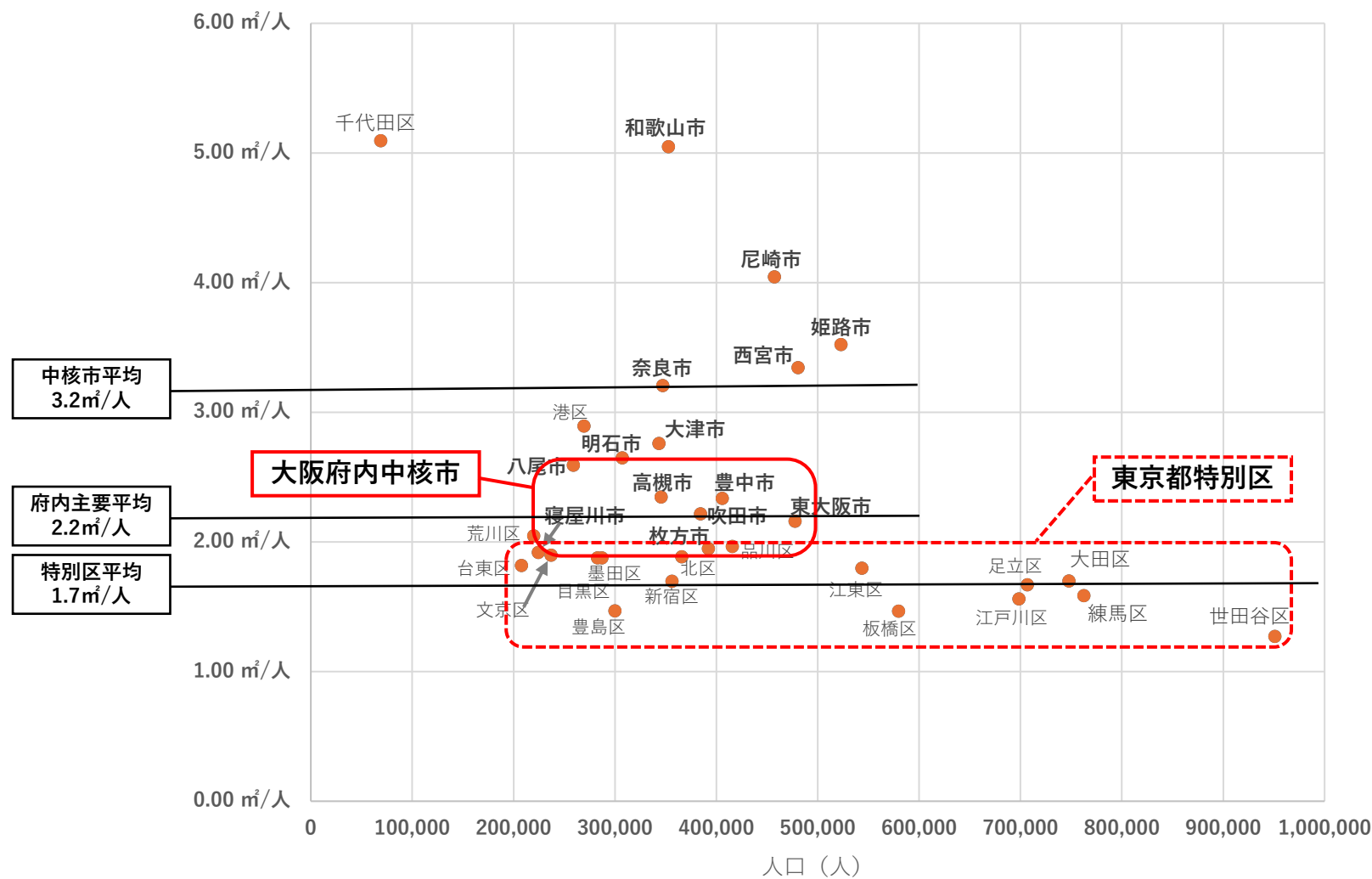
【計画策定後の本市の動向】

- 複合施設化・学校の統廃合
- 削減実績4%減少(公式)
- 人口推計は横ばい
- 中核市としての機能の高度化
 - ・児童相談所、一時保護所の設置
- 公共施設の老朽化・維持管理等コストの上昇
- 学校機能変化に伴う面積増加
 - ・更新により校舎面積は約2割増加
- 放課後こどもクラブ
 - ・70人から40人以下に対応
- 6割の施設が延床面積1,000㎡以下
- 改修経費の見直し
 - ・経費、単価増加による将来経費の変化
- 民間移行の進捗
 - ・こども園の民営化など

【社会経済状況の変化、類似都市との比較】

- 学校施設更新の規模増加
 - ・文科省「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」(R3年度)
少人数指導体制 ➡ 35人学級編成に伴う教室増加
地域社会等との連携 ➡ 多目的スペース整備
GIGAスクール構想 ➡ 新JIS規格学習機の拡大、機器設置スペース
- 市民1人当り公共施設面積
 - ・豊中市(計画時2.6㎡/人➡2.3㎡/人) 参考:府内中核市平均(2.2㎡/人)
- 施設の老朽化度合(有形固定資産減価償却率)
 - ・豊中市69.2% は北摂都市第1位
中核市平均64.4% 吹田市60.5% 箕面市55.1%
- 都市部(東京都特別区)の管理方針
 - ・人口維持増加区を中心に延床面積の縮減から抑制、施設保全にシフト
- 将来人口推計の見込み
 - ・大阪都市圏は急激に減少しない推移
- 投資的経費の見込み
 - ・物価高騰の影響
- 民間移行等見込み
 - ・こども園などの民営化による市有施設の減少

(参考) 関西圏中核市・東京特別区 1人あたり面積-人口の関係について



都市名	人口	公共施設床面積	一人当たり面積
和歌山市	352,941	1,781,798	5.05 m ² /人
尼崎市	457,508	1,850,000	4.04 m ² /人
姫路市	523,181	1,842,059	3.52 m ² /人
西宮市	480,818	1,607,806	3.34 m ² /人
奈良市	347,187	1,113,000	3.21 m ² /人
大津市	343,600	948,000	2.76 m ² /人
明石市	307,235	813,303	2.65 m ² /人
八尾市	259,158	671,349	2.59 m ² /人
高槻市	345,589	810,781	2.35 m ² /人
豊中市	405,955	947,550	2.33 m ² /人
吹田市	384,506	852,000	2.22 m ² /人
東大阪市	477,700	1,031,160	2.16 m ² /人
枚方市	392,328	764,000	1.95 m ² /人
寝屋川市	224,378	430,250	1.92 m ² /人
千代田区	69,000	351,536	5.09 m ² /人
港区	269,557	780,000	2.89 m ² /人
荒川区	220,000	450,000	2.05 m ² /人
品川区	415,859	817,000	1.96 m ² /人
文京区	237,000	449,787	1.90 m ² /人
北区	366,000	690,000	1.89 m ² /人
目黒区	283,000	531,000	1.88 m ² /人
墨田区	287,302	539,000	1.88 m ² /人
台東区	208,000	377,970	1.82 m ² /人
江東区	543,722	977,000	1.80 m ² /人
大田区	748,000	1,270,000	1.70 m ² /人
新宿区	356,440	604,820	1.70 m ² /人
足立区	706,861	1,180,000	1.67 m ² /人
練馬区	762,632	1,208,858	1.59 m ² /人
江戸川区	698,710	1,090,000	1.56 m ² /人
豊島区	300,000	440,000	1.47 m ² /人
板橋区	580,000	850,000	1.47 m ² /人
世田谷区	950,979	1,207,979	1.27 m ² /人

● 見直しの論点について（公共施設等有効活用委員会の主な審議内容）

【見直しの方向性(事務局案)】

人口規模に応じた施設総量の考え方

- 延床面積削減による管理ではなく、複数指標による“総量管理”へ転換する。複数の資産指標に基づき「総量、負担、老朽化」のバランスを図り管理する

(検討ポイント)

- ・計画的な保全投資(大規、中規模改修)により長寿命化を進め、総量抑制のうえ安全性・快適性・利便性(デジタル対応等)を図る
- ・人口規模に応じた施設総量により市民サービスを維持する
- ・上記の複数の資産指標により施設総量を総合的に管理する
- ・縮充(縮小+充実)の具体化を図り推進する
- ・公民連携による施設整備・運営の多様化を進める

- 国基準やガイドライン等で示される施設の床面積については、必要な部分は維持するものとする。また、将来の人口減少に柔軟に対応できるよう、建替時には用途変更や減築等が可能となる整備を行い床面積の縮減を図る

(検討ポイント)

- ・政策動向、社会経済の変化に対応した機能確保
- ・類似都市を踏まえた適正配置、機能レベルの設定
- ・利用状況や老朽化など、管理判断の基準を整理
- ・縮充(複合化、多機能化)及び公民連携の活用により、効率的な施設運営と維持管理コストの低減を推進

【見直しの方向性に対する論点（有効活用委員会）】

人口規模に応じた施設総量の考え方

(1)人口規模に応じた施設総量について

- (案)
- ・人口規模と都市の特徴に応じた施設総量
 - ・計画期間終了後の人口減少を想定し、人口減少期に必要な政策施策(=施設)であるかの判断も必要

(2)施設維持を判断する目安について

- (案)
- ・施設の資産評価や判断となる基準値は何か
 - ・老朽した施設の継続維持又は廃止を判断する数値目標は何か
 - ・今後維持していく施設の安全性、快適性、利便性は確保する

(3)施設総量の管理の考え方について

- (案)
- ・市民サービス提供を公民の役割により整理する
 - ・整備する施設において国の整備基準等を遵守する

(4)適正な施設総量の推進(縮充含め)について

- (案)
- ・施設総量は人口規模と都市の性格に応じたものにする
 - ・計画期間終了後の人口減少を想定し、人口減少期に必要な政策施策(=施設)であるかの判断も必要となる
 - ・縮充による維持管理コストの低減は欠かせない